

この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和六〇年七月二二日政令第二四号）

この政令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則（令和三年二月一五日政令第二九）

定 因 その価額一円までごとに 七円
被害を主張する者一人につき二千三百円

四 原 因	申定 申定	被 害を主張する者一人につき三千三百円	その 価額一万円までことに七円
立 て申加るに規 第 項 の第 二 法 六 六	立 て申全 拠 三 百円	立 て申全 拠 三 百円	立 て申全 拠 三 百円
立 の參よ定 の參 加人一人につき三千三百円	(一) 調停の手続への参加の申立て (二) 責任裁定の手続への参加の申立て (三) その項により算出して得た額	(一) 調停の手續への参加の申立て (二) 責任裁定の手續への参加の申立て (三) その項により算出して得た額	(一) 調停の手續への参加の申立て (二) 責任裁定の手續への参加の申立て (三) その項により算出して得た額
立 の參よ定 の參 加人一人につき三千三百円	(一) 調停の手續への参加の申立て (二) 責任裁定の手續への参加の申立て (三) その項により算出して得た額	(一) 調停の手續への参加の申立て (二) 責任裁定の手續への参加の申立て (三) その項により算出して得た額	(一) 調停の手續への参加の申立て (二) 責任裁定の手續への参加の申立て (三) その項により算出して得た額